

明大裁判

大学新聞紙上を借り、全ての明大の教職員・学生・新入生の皆さんに、現在第11回まで進行した明大大学院徹底抗戦公判の経過を報告し、次回四月九日午後一時より開始される中川学長証人喚問公判に結集される事を訴えたいと思っております。

68・69年の全国大学闘争の頂点であり、労働者・市民・学生を広くに結集して日本階級闘争の焦点となった、一月東大安田攻防戦が東大闘争の発展の必然的帰結として国家権力と全面的に対決する事になった様は、明大闘争も、否、東大・日大闘争を経過した明大闘争は、当初より国家権力と全面的に対決する内的必然性を有していた。69年4月、たび重なる機動隊の学舎突入、それに対する学校当局の欺瞞的対応と大学立法を媒介にして全学化し、6月17日の学生大会における全学スト権確立、全学部拠点封鎖をもって戦われた明大闘争は、国会における大学立法の強行採決・成立・適用過程の中で、69年10月9日暴力装置をもってわれわれの闘争に決着を図って来た国家権力と全面的に対決することになった。それが一昨年の大学院徹底抗戦であった。この日の国家権力の弾圧は目にあまるもの

で、機動隊を駿河台一帯に配置し多くの明大の闘争学友を排除し、徹底抗戦組7人との分断を図った。

かくしてこの日われわれの最先頭に立って闘った7名は、国家権力とそれに対峙した明大当局の弾圧の中で逮捕された。その後、国家権力は7名の学友に対し全く機械的に勾留延長を企て、更に上原君に対しては不当にも傷害罪をデッチ上げ、彼の女を五ヶ月間に亘って勾留したのである。こうした中で、昨年三月七日第一回公判を迎えた。7名の被告の意見陳述を突破口に開始された明大裁判闘争は、被告1弁護人1傍聴人1体となって、国家権力の暴力性・反人民性、それと一体化している大学当局の欺瞞性・犯罪性を徹底的に暴露弾劾し、さらにはこの闘の東大裁判闘争が示した如く、裁判所司法権力総体への攻撃として開始された。以後第10回公判までの検察側立証段階においては、十一月闘争、七月

て、証人として出廷して来た、警視庁公安部公安第一課の私服警官や、機動隊員を遍及し、彼らの証言のあいまいさ、論理の破綻を暴露し、さらには、証人自身の道義性・思想性をも追及する事によって権

大学当局者の犯罪性を暴露し、 司法権力総体への攻撃を開始

闘を被告自ら行うことによって単に明大闘争の過程を法廷に再現させるのではなく、そこで問われた根底の問題が何であるのかを、現実の闘争課題の中から引き出すことによって、よれだけ現実の闘争と結合した公判闘争を推し進めることが出来るかに主眼が置かれた。

これらの点を踏まえ、第八回公判には一部共闘の横谷君、第九回には法調委の細川君、二部共闘の阪谷君、第十回には、寮闘争委の根岸君、助手共闘の中村幸安氏が出廷し、それぞれ明大闘争の過程や大学当局の犯罪的対応教授会の無能力的反人民性、中教審の大学立法の反動性、さらには自主改革路線の欺瞞性等について、具体的事実を列挙しながら暴露し、パリーナード闘争に全共闘運動の意義、正当性を全面的に展開して行った。続いて第十一回公判に、われわれは学校側の犯罪者の一人である松田元学生部長を証人として申請した。

傍聴人に退廷命令を下すと、十数名の証人がその一名を暴力的に取り囲み、抗議した他の傍聴人の大数も退廷外に連れ出し、さらに警察力機動隊に引き渡し日比谷公園まで追い出したのである。続いて裁判長の訴訟指揮に抗議し、警察権の排除を要求して、裁判長の釈明を求める被告をこぼれさせ、次々と退廷させるといふ驚くべき暴挙に出たのである。そして、裁判長が訴訟指揮の誤りを認め、被告の退廷を取り消さない限り審理続行は不可能であると抗議した弁護側の主張に対し、「このような混乱状態を反省しないのなら、弁護側は証人喚問権を放棄したものとみなす」と言って一方的に閉廷を宣したのである。こうした裁判長の強権的訴訟指揮の行使も以降一貫して裁判所がわれわれに對して取ってきた態度であり、司法の幻想性の暴露以外の何物でもない。

しかし、学校側は、「多忙である」とか「検討中」とかの理由で四月月以上も出廷を拒否し続けてきたのであるが、去る三月五日、ようやく退廷に引きずり出すことに成功し、多くの傍聴人と共に強固な意思一致の中で断固とした攻撃を開始しようとしていた。しかし、われわれのこうした攻撃に恐怖した裁判長は、強権的訴訟指揮権の発動を持ってわれわれに對応し、証人の発言に抗議した一名の

乱罪・放火罪・暴発物取締罰則等の重罪適用や、破防法攻撃による弾圧の体制固めがなされ、それと同時に、かつての「司法権の独立」「裁判の中立」等と言う国民感情に對し、自らの手で自らの幻想性を暴露し始めた。それは、司法が国家権力による弾圧攻撃の中の「法」の執行を担当し、裁判所自らからその先兵となって戦う者としての弾圧し、憲法上にさえ保障された「刑事被告人」の権利を奪おうとする、思想的治安裁判の進行に狂奔している事でも解かる。今回の明大公判にもあらわれた、裁判長の強権的訴訟指揮権の行使も国家権力による弾圧の一環でありわれわれは明確にこうした攻撃を粉砕して行かなくてはならない。

現在、最高裁を頂点とし、東京地裁を中心に司法の反動化は急速に推し進められている。それは、戦後民主主義の統治形態の根幹を否定し、行政権力の肥大化による司法の従属化のあらわれであり、日帝のアジア侵略によるイデオロギー攻撃と教育の帝國主義的再編を通じて、日本人を再び戦争へと引き出すものとして、権力側の体制作りの一つと言えよう。六十八年一〇・二二新宿闘争を契機に大塚逮捕一大量起訴一長期勾留一実刑判決方式を確立し、ヤマト区

明大の全員の皆さんが次回公判に結集し、共に公判闘争を戦い抜いて行く事を強く訴え、経過報告にしたいと思っております。

第12回公判 四月九日 P.M.1
〇〇〇 東京地裁
中川学長証人喚問
明大弾圧対策委員会